

岐阜県公報

第 百 四 十 号

令 和 二 年 九 月 二 十 九 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則

(地 域 ス ポ ー ツ 課) 四 八 九

告 示

土砂災害警戒区域の指定解除

(砂 防 課) 四 八 九

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 四 九 〇

土砂災害警戒区域の指定

(同) 四 九 〇

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 四 九 一

公 示

落札者等に関する公示

(情 報 企 画 課) 四 九 二

規 則

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 二 年 九 月 二 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第九十五号

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則

岐阜アリーナ利用料金規則(昭和四十年岐阜県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表ホルルの照明設備(白熱灯及び水銀灯)の項中「(白熱灯及び水銀灯)」を削り、「六、二八 円」を「三、六五〇円」に、「白熱灯及び水銀灯の」を「照明設備の」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百八十二号

土砂災害警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第二百二十六号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定によ

り告示する。

令和二年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
大沢町1	多治見市大沢町	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大原町5	多治見市大原町	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課及び岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百二十八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢町1	多治見市大沢町	次の図のとおり	土石流
大原町5	多治見市大原町	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課及び岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
細越2	高山市丹生川町細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越3	高山市丹生川町細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原4	高山市丹生川町柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
町屋	高山市莊川町町屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳島1	高山市久々野町柳島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳島2	高山市久々野町柳島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小坊6	高山市久々野町小坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小坊7	高山市久々野町小坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無数河2	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無数河3	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久々野1	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久々野2	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久々野3	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久々野4	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小屋名2	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之宿	高山市高根町中之宿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野麦2	高山市高根町野麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

柏原洞	高山市丹生川町柏原	次の図のとおり	土石流
町屋洞	高山市荘川町町屋	次の図のとおり	土石流
柳島洞	高山市久々野町柳島	次の図のとおり	土石流
小坊洞	高山市久々野町小坊	次の図のとおり	土石流
樋ヶ洞 2	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
無数河洞 1	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
無数河洞 2	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
初谷 2	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
久々野洞 1	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	土石流
久々野洞 2	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	土石流
山梨洞 1	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
山梨洞 2	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
山梨洞 3	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
山梨洞 4	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
山梨洞 5	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
小屋名洞 1	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	土石流
小屋名洞 2	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢町 1	多治見市大沢町	次の図のとおり	土石流
大原町 5	多治見市大原町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
細越 2	高山市丹生川町細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越 3	高山市丹生川町細越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原 4	高山市丹生川町柏原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
町屋	高山市荘川町町屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳島 1	高山市久々野町柳島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳島 2	高山市久々野町柳島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小坊 6	高山市久々野町小坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小坊 7	高山市久々野町小坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

無数河 2	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
無数河 3	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久々野 1	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久々野 2	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久々野 3	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久々野 4	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小屋名 2	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之宿	高山市高根町中之宿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野麦 2	高山市高根町野麦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏原洞	高山市丹生川町柏原	次の図のとおり	土石流
町屋洞	高山市莊川町町屋	次の図のとおり	土石流
柳島洞	高山市久々野町柳島	次の図のとおり	土石流
小坊洞	高山市久々野町小坊	次の図のとおり	土石流
樋ヶ洞 2	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
無数河洞 2	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
初谷 2	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
久々野洞 1	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	土石流
久々野洞 2	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	土石流
山梨洞 1	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
山梨洞 2	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
山梨洞 3	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
山梨洞 4	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
山梨洞 5	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
小屋名洞 1	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	土石流
小屋名洞 2	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年九月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県リアルタイムデータ提供プラットフォーム構築及び運用保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和2年7月22日
- 5 契約の相手側の住所及び氏名 株式会社電算システム
代表取締役 田中 靖哲
- 6 契約金額 98,340,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部情報企画課情報企画係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号